

北海道服飾文化史資料の調査研究

— 当別伊達記念館所蔵「訓閲集鎧着之次第」について —

福山和子

- ・ はじめに
- ・ 資料文書「訓閲集鎧着之次第」原文
- ・ 資料原文の概要
- ・ 鎧着初式について
- ・ 資料文書の服飾について
- ・ 訓閲集について
- ・ 服飾文化史資料としての評価
- ・ おわりに

はじめに

北海道には開道以後多くの士族が移住、それにともなつて多種類の士族の衣服が持ち込まれてきた。本報告は残存するそれらの服飾資料の調査研究の一部であり、これは当別町の当別伊達記念館に収蔵されている文書資料についての調査報告である。

当別町は明治四年に廃藩置県によつて領地を失つた陸前国岩出山藩主伊達邦直が主従ともどもに、北海道開拓を志して移住し、開村をみた地であり、当記念館は藩主伊達家が所蔵していた服飾、生活器具類、古文書にいたる多くの遺産を後世に継承するために創設されたものである。

当館所蔵の服飾資料については一部日本服飾学会にて研究報告したが、第三代当主敏親、第四代当主村泰には京都冷泉家より嫁むかえをしているため、公家仕立と思われる打掛、振袖等全国的に貴重なものがある。

また、服飾や生活関係の古文書もあり当館登録の表題では次のような文書がある。

- 一 胸に備える守札の扱いについての心得書
- 一 藩主一族出産に付、産所において準備すべき道具に付書付
- 一 藩主嫡子鎧着初の次第書（本報告）
- 一 婚礼道具持参心得
- 一 婚礼道具準備心得
- 一 娶入道具飾

以上の他に二、三の手紙類や邦直の日誌があげられる。

前記六点の文書は本報告文書をのぞいてすべて小笠原大膳太夫長時から数人の継承者を経て当家重臣手島周治宛に渡つたことが明記され、寛政九年（一七九七年）と記されているものである。

今報告は前出文書中「藩主嫡子鎧着初の次第書」について報告する。この表題は当館登録のものであるが、文書冒頭に表題として「訓閲集鎧着初の次第」と記され、前記五点と共に収蔵されたものである。何かからの書き写しと思われる状態であり、家伝、記名がみられない。文書の内容が武家故実の礼法を示していること、軍術の内容と鎧着初が関わっていること等から訓閲集及びその内容との照合、服飾史資料としての検討をすすめたので報告する。

資料原文「訓閲集鎧着之次第」

訓閲集鎧着之次第

- 一 着初之添式者撰吉日辰辰請貴僧鎧ニ加持ヲ成ス添也
- 一 東方ニ壇ヲ設ケ勸請軍神左ニ弓右ニ征矢
- 一 二本中ニ洗米左右ニ數餅次ニ三具足花ハ草又ハ智劍勝木
- 一 置烏置鯉瓶子雙銚子提子出陣之眷組等ヲ備置也
- 一 甲冑ハ南向ニ唐櫃ノ上ニ飾テ前ニ餅ヲ置也飾様口傳
- 一 加持之作法ハ本尊ノ前ニテ金剛合掌ノ印ヲ結ヒ護身法九字ヲ修シ其後甲冑ニ向テハ 怨敵退散吉祥如意ノ添ヲ行也

一 着初ノ親ニハ戰場ニテ駈其名譽者人又ハ俗
姓伊弉敷人ヲ撰用同後見之人者扶翼ノ臣
可勤也

一 着初ル人ハ其日ノ玉女ニ向テ一番俗衣生拾或
給練禪

二番大口精好類
地衣氏号三番脛半四番襪子五番脇當

六番佩楯七番決拾八番鎧直垂露ヲ
寄セ九番箆

手十番鎧十一番袖十二番表帶師傳操擲
高給腰當

十三番刀扇疊紙十四番太刀鎧通十五番喉

輪十六番内烏帽子乱髮ニテ着ヌ頬當ヲ受ル
事ハ師傳也

喉輪具留輪ニ口傳十七番釜又者梨打ニ水冠口傳

一 着初ノ親貴人ノ時ハ後見品々進メ終テ後

甲ハ親進メ給者也是ヲ躰ヲ堅ル甲ト云

鍬 法螺 箆

旗 再拝 大将打刀 扇
壺 團 疊紙 武羅

毬 大鼓 弓 鋪皮 符ル

如是大將ノ前後左右ニ列坐シ鎧ヲ着沓ヲ履

左ニ弓右ニ再拜ヲ持左足ヨリ貧臣祿文簾

武破ト七足反閉ヲ踏拈突テ壇上ヲ再拜シテ

唯無行如獅子王ト

三反唱給フ間ニ後見牀几ヲ取テ壇ノ右ニ南ヘ向置

毘大將行掛リニ腰ヲ被レ掛觀念ニ

我弓箭八幡之瑞籬尔入

身波社出鬼波神不ニト

觀念シ又微音ニ

南無唵摩利支曳娑婆訶

南無八幡大菩薩

軍陣軍族 戰場常在

所見善仇 護身勝軍

此文終テ故實之仁進出テ大將ニ向

年人能着留度每尔冥加阿里神乃教能

鎧奈利計里ト

三反祝ル時又扶翼ノ臣大將ヨリ進出テ弓ニ矢

ヲ番六合ニ向ヒ引彳千楮矢ヲ納メ打切ニ三度鳴弦シ

愛染乃弧矢尔向怨敵波の登成天會射

拂尔計里ト

三度唱へ本座ニ販ル時法螺之後進ミ出勇ノ具ヲ建ル時

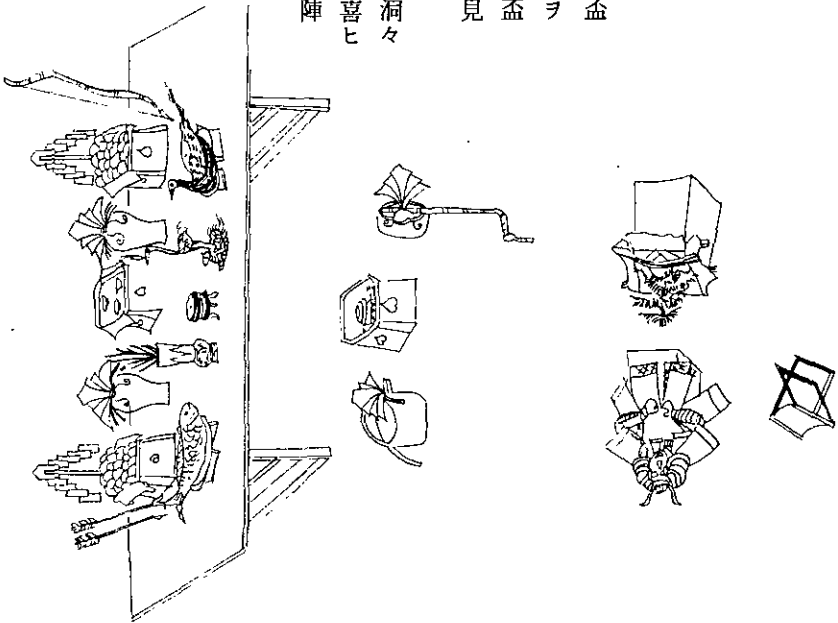
嵐吹外山乃煙殘里奈久向怨敵拂計

里ト

三反唱へ本座ニ販ル也

一 大将着初之親へ神酒肴組ヲ出シ偕大将上ノ盃ニテ三度吞討鮑ヲ取首尾ヲ合セ中ヲ喰切其盃ヲ着初之親ニ給フ次ノ盃ニテ三度飲勝栗ヲ取其盃軍鑑ニ給フ下ノ盃ニテ三度吞昆布ヲ取其ヲ後見ニ給者也

一 規式終テ雌手ニテ扇ヲ稜雄手ニテ披キ威儀洞々ト三度遣ヒ我弓矢ノ本意ニ達シ末廣シト心ニ喜ヒ祝ヲナシ扇ヲ納メ左へ販給者也何モ是迄ハ出陣作法也



一 規式早テ甲冑ヲ脱常衣ヲ着シ着座ノ時ニ大将ヘ
引渡居時三度吞着初ノ親ニ指給フ三献飲所ヘ引
出物ヲ出ス一献加ヘ鎧着ノ人ニ返スニ献飲処ヘ引出物ヲ
献ス加ヘ此ニ三献吞納也此時ノ盃ノ次第親貴人
ヲハ親ヨリ初ル支勿論也
飾タル餅ヲ雜煮ニシテ右ノ役人座列ノ面々ニ祝セ

神酒モ同シ其次ニ鰭ノ物ヲ出シ又大将ニ献飲給ヒ三
献目ヲハ鈔子ヘ移シ役人以下ヘ給ル者也其後献々ノ
祝引出物等ハ其人ノ分限時宜ニヨルヘシ案々口傳右
之法式依レ為ニ當家之旧記ニ如此雖誌置其人之位又
依望可畧之者也

一 大将着背讚次第物強シ手強シナト、讚ヘシ花車
尋常ナト、讚ルハ不好雖然因色詞有

青暉露
尋常

白 羨

黄花車

黒直
進疾正

赤花ヤカ
見夏

紫 高上

依日相尅甲冑着様

- 一 木 姓人庚辛日向敵則先甲後鎧可着也
- 一 火 姓人壬癸日向敵則先甲後鎧可着也
- 一 土 姓人甲乙日向敵則先甲後鎧可着也
- 一 金 姓人丙丁日向敵則先甲後鎧可着也
- 一 水 姓人戊己日向敵則先甲後鎧可着也

右一卷雖為秘事依執心不淺令相傳訖妄不可有他見者也

「訓閱集鎧着之次第」の概要

当資料「訓閱集鎧着之資第」(以下資料文書とする)の記述は前記の通りである。内容構成をみると

(一) 着初式の式場の設営、飾様式、日取、方位、運氣について

(二) 式次第について

加持作法に則って祈禱

鎧着初着用次第

加持作法に則って祈禱

三献の儀 肴組

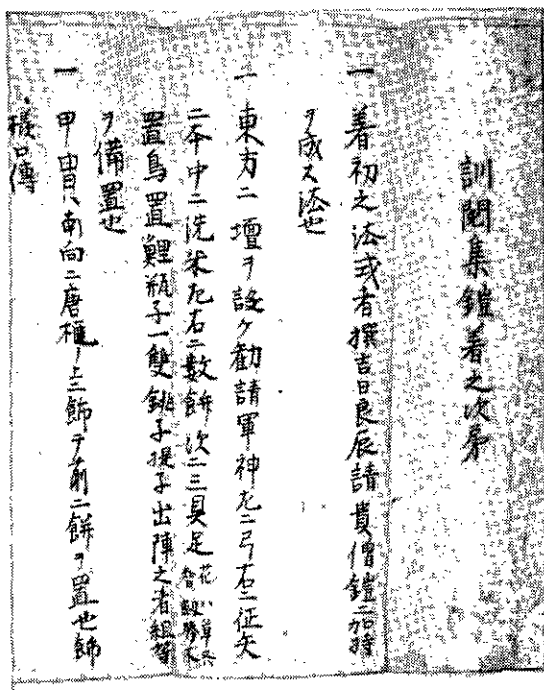
出陣の作法

(三) 式終了後の作法について

(四) 甲冑鎧着様相尅日等について

鎧着初式は貴僧に、鎧を着用した姿で出陣した折の武運を祈り怨敵退散吉祥の加持祈禱を受ける式である。

「訓閱集」(ケンエツシユウ)については後述するが東京国立博物館資料館収蔵の「訓閱集」には同文の記述はみ



当別町伊達記念館所蔵 訓閱集鎧着之次第

られず訓閲集としての内容検討はできなかったが、数ヶ所に同一意味と判断される記述がみられた。

一方資料文書を武家故実、礼法から見る時全内容が諸資料と照らし検討した結果、貴重な文書内容と判断された。しかしここでは服飾文化史、特に武家故実と服飾文化の視点から考察をする。

鎧着初式について

資料文書の冒頭に「着初之法式者」とあることからこの文書が鎧の着初式次第の記述であることは前記した。それでは鎧の着初式とはどんな式だったのであろうか。

戦国時代より、武家社会において男子十三、四歳に達すると元服をするが、それとは別に武運を祈念して初めて鎧を着る儀式を行う。これを着初式という。七、八歳で取行う場合もあったが多くは初陣として出陣する時になされていた。

資料文書中「…口傳右之法式依_レ為_二當家之旧記_一如此雖誌置_二其人_一之位又依望可_レ畧_二之者也」とあり身分や望みによって式を略することもできるといい、「眞野家家傳甲冑故實_④」によると「…平土ニ無ク御大家ニテハ有_二之事ニテ_一」と記されていることから武家すべてが行なっていたのではないと思われる。着初式次第は時代や身分、戦場での状況などによって多少の違いがみられる。

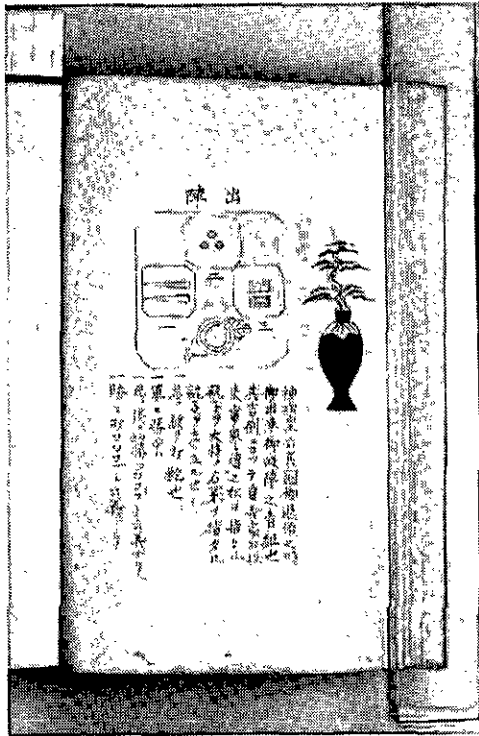
「軍用記_⑤」には「男子はじめて鎧着るにハ吉日をえらみ祝儀有るべし、武功名高き人を頼みて鎧親として貴人鎧を著せしむるなり、其の人の武功にあやかるべき為なり、鎧着初にハ先づ八幡宮、摩利支天、氏神をまつる次第、洗米、香爐、花（時の花）酒可_レ備_二之、方角ハ其の人の生_一によって神前をかざるべし、生に依つてとハ子の年ならバ子の方、丑の年ならバ丑の方なり、鎧ハ唐櫃の上に胴立を置き、鎧甲常のごとく飾り置くべし、南向またハ東向にかざるべし、其の方さはりあらバ間神の（その日の干支より三つめの方）玉女の（其の日の干支より九つめのかた）方などに向くべし、梨子折えぼし、へりぬりにても折烏帽子にても、鎧直垂母衣さし物、其の外

色々廣ぶたにのせて鍔の左の方におくべき也、甲冑の前にハ正月のかざりのごとく餅をかざり置きて、其の前の左右に瓶子一具、口を蝶形に包み置きだいにするべし、供餐に盃を載せ同前に置くべし、盃ハ三つかはらげなり、左右に銚子ひさげ蝶形に包み置くべし、著座の次第鍔着る人（東に向ひ、よるい著せしむる時ハ南に向くべし、又氏神の方玉女の方又聞神の方にも向くべし、鍔着する時後見人二人有るべし、鍔親の手つだいするなり」とあり、鍔着初式の式場の様子が理解できよう。「伊勢家禮式雜書」にも同様の記述がみられるこの様式は今回の訓閱集資料の式場の造りや、方位の取り方等によく似ている。

資料文書中「…勸請軍神…」とあり軍神をまつることが記され、東京国立博物館の訓閱集にも「軍神三ツ盃三肴献机ニ置テ献餅ト並テ置」とある。

方位の取り方についても資料文書中に「甲冑ハ南向ニ唐櫃ノ上ニ飾テ前ニ餅ヲ置也…」 「着初ル人ハ其日ノ玉女ニ向テ…」とあり、訓閱集の方位の取り方が着初式の全体を支配していることがわかる。

供物としての洗米、花、餅、瓶子、銚子は資料中の前図及び「…洗米左右ニ數餅、具足、花…瓶子一雙銚子提子出陣之肴組等



東京国立博物館所蔵訓閱集 出陣の肴組の図

ヲ備置也」とあり、訓閲集には「一、瓶子一雙机の西方ニ置……一、カラヒツノ蓋ニ具足ヲ置……」と同様の飾り様をしている。

次に鎧を着用し戦場にての武運の祈禱の儀式を行ない、次いで盃の儀式で鎧着初の儀式は終了する。

文中の盃の儀式については流儀によって一定していないが出陣式や鎧着初式に取り行なわれる「三献の儀」に則って行なわれ、陰陽説で吉の数字を基本になされる儀式である。その折に準備される肴組も、文中中「……三度呑討鮑ヲ取首尾ヲ合セ中ヲ喰切り……其盃ヲ着初之親ニ給フ次ノ盃ニテ三度飲勝栗ヲ取其盃軍艦ニ給フ下ノ盃ニテ三度呑昆布ヲ取其ヲ後見ニ……」にあるように打つ（打鮑）勝つ（勝栗）よろこび（昆布）の言葉あわせの縁起からくる食品を儀式の中で食する

資料文書の服飾について

文書中、服飾に関わる記述としては

「一 着初ル人ヲ其日ノ玉女に向テ一番俗衣生格或給練禪、二番大口精好類地衣疋号三番脛半四番襪子五番臙當六番佩格七番決拾八番鎧直垂露ヲ寄セ九番籠手十番鎧十一番袖十二番表帯師傳練擲高級臙當十三番刀扇登紙十四番太刀鎧通十五番喉輪十六番内烏帽子乱髪ニテ着ス類當ヲ受ル事ハ師傳也、喉輪員留輪ニ口傳十七番鑿又者梨打ニ水冠口傳」の記述で十七の段階に記されている。鎧着用を順に並べると次のようになる。

- 一 番 俗衣
- 二 番 大口
- 三 番 脛半
- 四 番 襪子
- 五 番 臙當

- 六番 佩楯
- 七番 決拾
- 八番 鎧直垂
- 九番 笠手
- 十番 鎧
- 十一番 袖
- 十二番 表帶
- 十三番 刀扇疊紙
- 十四番 太刀鎧通
- 十五番 喉輪
- 十六番 内烏帽子
- 十七番 鑿又ハ梨打ニ水冠

一番 俗衣 生袷或絹練禪について

資料では「俗衣」となっているが他の口傳書によれば「浴衣」と「小袖」に別けて記され、「浴衣」は禪のこ
 とである。左中将義貞朝臣記鎧着次第によると「マタニハサマル所ヲマク程ニハカラヒテ前ホロヲ横マハシト共
 ニ取りアゲテ兩手ニテクルミナデサグレバオノツカラクルくトマカルゝ也カクスレバユルミハツルゝ事ナシ」
 とある。小袖の事は「生袷或絹練禪」と記され袷の小袖を着帯をしめる。他の資料によれば「練貫(ネリヌキ)
 ノ帯」とあるが資料の字句がはっきり読み取れないため袷の素材を示すものか帯の素材を示すものか定かではな
 い。

二番 大口 精好類地衣匠号について

袴の一種で大口袴で精好ともいう。この場合半大口ともいい丈が短いものを着用するのが鎧着の次第では一般的である。

三番 脛半について

脚半、脛巾（ハバキ）とあり足の脛を覆うものである。足元の着用には吉方の意味から順序があり先に左次に右をはくようになってゐる。紐の結び方は「カタカギムスビ」にし、残りをひもにはさんでおく。脚半は鎧直垂を着用した後にはく場合が一般的である。

四番 襪子について

シトウズと読み足袋である。普通の鎧着の次第では襪子をはかずにか、または襪子をはいて頬貫（ツラヌキ）というクツをはくのが一般的である。

五番 臙當について

スネアテといい鎧の附属具の一つ。臙を包んで保護するものため布に鉄板や鎖などがつけてある。先に左をつけ次に右をはくのは脛半と同様である。襪子ではなく貫をはく場合は先に臙當をはいてから貫をはくことになる。また臙當は鎧直垂の袴の裾を覆うようにはくため直垂の緒を括った後にはくのが一般的である。このような所にも着初としての儀礼との違いがみられるところである。

六番 佩楯について

ハイダテと読み、膝鎧または脛楯ともいう。草摺と臙當との間をおおうためのもの。これには三種類あり、第一は表面平坦にして正面を蔽うものと、第二、脚の背に家地が廻るものと、第三、袴状のものと三種のものがあ。普通は鎧直垂の袴の上に着用すべきものであるが、直垂の下に着用するのであれば小袴仕立の形と判断される。

七番 決拾について

ケツシュウと読み、鎧の附属具の一つで弓を射るとき用いる武具。「決はゆがけ、象骨で作り、右の五指につけて弦を引きかけるもの。拾はゆごて、革で作り左臂につけて弦のあたるものを防ぐもの」とあるが「決拾」と記して「ゆがけ」という場合もあり、着用の後半に箆手があることから「弓籠手（ゆごて）」ははぶかれ「弓懸（ゆがけ）」のみと判断してよいのではないだろうか

八番 鎧直垂 露ヲ寄セ について

ヨロイヒタタレと読み、鎧の下に着る直垂である。鎧直垂に関する古文書は多くあり、鎧直垂考、軍用記、装束集成、貞丈雜記等に記されている。

貞丈雜記によると「鎧直垂ハ常ニ替る事ハなき事なれども、袴ハ長くしてハ合戦ニ宣シカラザル故短くして、すそニくくり緒をさし、袖の端ニくくり緒をさして括る也、又軍陣の服なる故花籠を専として、錦なども縫物をも用ふる故常の直垂とハ別なる様ニなりたる也、生絹ニても練貫ニても布ニても用ふる事舊記ニ見えたり、又きくとちハ絲ニてふさを志て平くおしひらめて、菊花のごとくしてとち付くる也、菊綴あるものもあり、」と記されておりその特徴が明らかになる。形は左図の通りであるが地合いは軍陣の服のため、赤地錦、紫地錦な

どの錦地や金襴、金紗、綾、唐織等用いられて居り、形の特徴としては合戦用のため袴の丈は短く、裾は緒を通してゆるく。袖口も同様にくくるための緒がついている。菊綴は本来袖つけ等の補強のためにつけられていたものが衿等にもつけられ、その数も呪術的意味と裝飾的意味合いが強くなっている。

図は毛利家所蔵の文書からのものであり形状が理解される。
着用方法はまず袴に足を通す。先ず左足を入れ、次に右足を入れてそのままにして置き、次に上を着て扱袴を引き立て前腰をあてて着次に後腰の緒を前で結ぶ。次いで露を寄せ

九番 籠手について

コテと読み、鎧の附属具。肩先から腕をおおうもの。布帛で筒をつくり腕の外側になる部分に鎖や鉄金具をつける。着用方法は手甲の餘形を手頭の緒で線メにて留め、肩の部分は冠板より三本の紐がでていて中央の一本は頸の後に、前と後の二本は脇の下で結ぶようになる。

家地の部分は戦国時代には省か

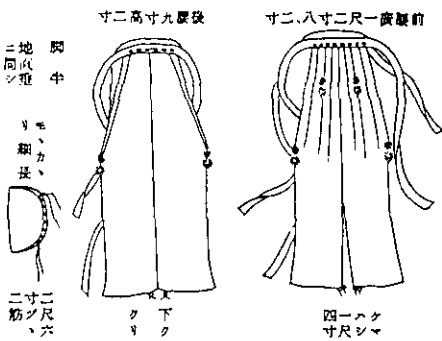
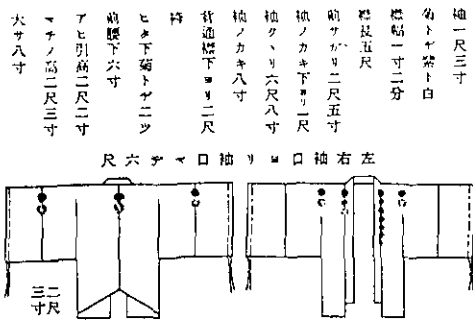


図1 毛利家所蔵 籠手直垂の図 (廣文庫より抜粋)

れ、鎧手甲の部分には親指ができてくる。坐盤の板は変形してくる。江馬氏によると「座盤の板は上下に限らず、且変形するもありて細長き篠、瓢形鉄の小片その他種々の形を生じ、鎖を多用し、冠板は古より更に上りて止端に附着し、古は身体に紐にて結びしものも当代には釘掛となりしことなどは、一般的変革と称す可きものたり」とあり、特に戦国時代以後は鉄板を篠にしての使用や鎖の多用が目立ってくる。七番の決拾を「弓懸」と判断すると箆手の発達の状況からみて弓箆手が省かれこの箆手のみの着用になったと判断される。

十番 鎧について

戦時に着用した武具で部分的な附属具を含めて広く総称する。一般的には兜や袖に対して胴鎧の意味になる。資料の着初めの文書からみて、十一番に「袖」があるのでこの場合は胴及び草摺が組み合わされた鎧と考えて良いであらう。

十一番 袖について

鎧の付属品で肩の上をおおうもの。袖は鎌倉時代頃より用いるようになる。

着用の方法は、鎧を着用する前に袖を鎧につけて居く場合が普通である「鎧イマダ着セザル時先袖ノ前後ノ緒ヲワタカミノ前後ノクミニ結ヒ付クベシ靜ノ緒ハ後ノクミニ結ヒ付クベシ水ノミニ緒ハアゲマキノ横手ニユヒ付ク何レモ結付様カモククシニシテ餘リヨカタカガニ結ブ左右ノセンダンノイタモタカ紐ニ結ヒ付ケオクベシ結付様ハ前ニ同ジ」「鎧トツテナゲカケ置キテタカ紐トアヒ引ノ緒ヨカケ合セテ次ニ右様上下ノ引合緒ヲ結ヒカタカギニ結ヒテ餘リヲ三ツ組ニシテオシカヒオクウワオビ後ニテモチリ前ニテカタカギニムスビテ餘リヲ三ツ組ニシテオシカヒオクアゲマキハ何色ニテモ色々アリ紅ニカギルベカラズ」とあり、袖を着用する前に胴につけておく方が着やすいのである。故に資料文書の順序は興味をひくところである。

十二番 表帯 師傅線標高級腰當について

鎧の胴尻上より、長さ九尺五寸 幅一幅を五つにたたみ、後でもじり前でかたかぎに結ぶ。腰當は具足の上に打刀などを差すためにつけた革製のもの。上帯の上にひきまわして結ぶ

十三番 刀扇畳紙について

刀は腰刀をさし、表帯にさして下緒を帯の上に引き上げてさやにひと巻きしひと結びしておく。

扇は軍扇をいい引き合にさす

畳紙は「タトウ」と読む。懐中に入れおく紙、鎧の場合には草摺の陰に小袋がついており、そこにしのばせる。

十四番 太刀鎧通について

タチヨロイドウシと読む。広辞苑によると「人などを断ち切るのに用いる細長い刀物。古く用いられていた直刀を「大刀」と書き、平安以後のものを「太刃」と書く。」鎧通は「反のない重厚に鍛えた短刀」とあり、短刀の一種である。十三番に小刀はすでに佩いており、太刀と鎧通の二種を佩くことはなく太刀または鎧通しを佩くかまたは太刀として鎧通しを佩くと考える方が一般的であろう。

十五番 喉輪について

咽喉輪は南北朝時代に出たもので鎧着用時の首部を防御する具足。

十六番 内烏帽子乱髪ニテ着ス 頬當ヲ受ル事ハ師傅也 喉輪具留輪ニ口傳

十七番 鑿又者梨打ニ水冠口傳について

乱髪と兜の形とは関係が深く、鎌倉時代以前は兜をつけるときに髪をまとめた髻（もとどり）を天辺の穴から出していたが、このころから乱髪にして兜をつけるようになった。それにともなつて兜の天辺の穴が小さくなると共に、月代（さかやき）の風習と共に兜の裏が直接あたらないためのかぶり方が出てくる。笹間氏は「¹⁴兜が直接頭上に当たるのを防ぐ意味と鳥帽子常用の慣習からいっても乱髪揉鳥帽子を用い」¹⁵と記していることからも乱髪に鳥帽子をつけ、この鳥帽子がづれないために鉢巻をし兜を被ることになる。ここではこの兜をつけることが記されていないので、鉢巻をすることもないことになる。

梨打鳥帽子については軍用記に「¹⁶梨打鳥帽子地は綾なり（或は精好と用ふ）ふしかね（五倍子鉄簪なり）染めうらはうすやうを二三枚重ねて柿を上¹⁷に引きて漆にて塗り裏に付くるなり、少しやわらかにこしらへて緒あるべからず、鉢巻に付けようあり、是は甲の下に着すべきためなり、甲をとる時元服のみゆるは元取はなしとて（髪を乱すといふ）天のおそれあるによつて是を用ふ」¹⁸とある。合戦のない時は兜をつけづこれをかぶつているとあり、鎧を着用し、兜をかぶつていない時の装いにはこの梨打鳥帽子をつける。尚、水冠についてはその名称なく、類似語として「台記」に「¹⁹久安二年九月十八日午刻參二佳殿一法皇上皇皇后御幸二馬場一余自レ陸參有ニ六番競馬一（水干冠）皆勝負申刻事余參二仁和寺一トアリ」²⁰とあるののみである。また、水干に鳥帽子をかぶるのが習慣としてあるので「水冠」は「水干」ではないかと判断されるが鎧着用服からすれば適順ではなく今後調査をすすめたい。

尚、訓閲集については後述するが十七巻ある内の一卷に「水冠之巻」というのがあり、それとの関係が判明すると明確になると判断されるので、この部分の報告は後日にまわす。

と
 ころ
 に
 目
 的
 が
 あ
 る
 と
 ころ
 から
 大
 鎧
 着
 用
 の
 次
 第
 に
 の
 っ
 と
 っ
 て
 行
 な
 わ
 れ
 る
 の
 が
 普
 通
 で
 あ
 る
 。
 鎧
 着
 用
 順
 序
 は
 戦
 場
 に
 出
 陣
 す
 る
 際
 の
 着
 用
 と
 儀
 式
 と
 し
 て
 の
 順
 序
 で
 は
 少
 々
 の
 違
 い
 は
 あ
 る
 が
 着
 初
 め
 式
 が
 武
 運
 を
 祈
 念
 す
 る

鎧着用の順序について



〔ロ〕
 鎧を着用した図



〔イ〕
 順序九番電手をつけた図

図2 資料文書の鎧着初順序による着用図

(図は図説日本武道館辞典の図を資料文書に合わせて、一部書き直したものである)

「義貞記」などにみられる古い着用次第は表1の通りである。時代によってわずかの異りがあることができる。戦国時代の単騎要略や後松日記、当世具足着次第には類当、着物、槍などがみられるのが平安時代のもとは異なる。また流儀の小笠原流、伊勢流などによっても異なると思われるがそれについては別報告とする。

鎧の下には鎧直垂を着るが「随兵之次第事」には「水干」と記されている。「鎧直垂考」には「飛騨守惟久が書きし後三年の軍の繪に、鎧下多くハ水干を著せし體に見えざり、……」と記され水干を着ていたことがわかる。「……水干の襟ハ、もと袍のごとくなるものを打ちこ

表1 歴史書・武家故実みる鎧着次第

文献類	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
義貞記 (南北朝)	浴衣(主綱)	小袖	大口袴	引立烏帽子	鉢巻	鎧直垂	弓懸	腰巾	腰當	貫當	脇當	籠手	大籠	刀籠	太刀	征矢	兜							
後松日記 (義家公の鎧着 (天保年間))	小袖	大口	烏帽子	鉢物	足袋	腰巾	膝燈	右小垂	左小垂	鬘(籠)当	喉	喉	袖	袖	表	表	表	太刀	面	面	兜	頬貫	弓軍扇	
単騎要略 (享保二十年)	袴	衣	小袖	小袴	脚絆	横子	草鞋	膝當	膝甲	決拾	籠手	籠手	腕	腕	表	表	両刀	喉	鉢巻	兜	差物			
後松日記 (当世具足着 次第)	下着	乱髪	鉢巻	足袋	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半
資料 訓聞集 (鎧着初)	俗衣	大口	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半	腰半

※古事類苑の抜粋及び義家朝臣鎧着用次第、図説日本武道辞典を資料とした。

みて著するハ無益の事なれば、單その外常の呉服の襟のごとくにして、これをひたたれと名付けしなるべし……」
とあり、水干が鎧下の直垂の前形式であったとしてよいであろう。

そこで、資料文書の順序と他の着用順序を比較すると大きな違いは佩格の着用である。佩格は膝鎧ともいわれ膝の防御を目的とする防具の一つである。これが文書では鎧直垂の着用前に着けているが、多くの資料では鎧直垂の上に着けている。「後松日記」のみにその部分の同一性がみられる。戦いに合わせて武具として種々な種類のものが出現し、そのため直垂袴の中に着用できる小袴仕立てのものにとどまらず、膝部の防具が強化されることによって、袴の中に着用していたのでは活動が不自由になり、袴の外にでてくることになる。只着初式のような場合には省略されたりしている。

「決拾」が直垂の先か後かについては、直垂を着用後左袖を脱いでたたみ、小袖の上に「決拾」をつける方法もあり、直垂を着る前に決拾をつけることもあるので着用順としての不都合はない。この時厳密に弓箆手と弓懸と双方を着用したとすると、次の箆手と二重になり活動的ではなく不都合である。

また「臈當」が多くは直垂の後に着けるようになっていく。ただ臈當の立萃が小さい場合は袴の緒を結ぶ場合の不都合は少ないので袴よりさきに着けてもいい場合がある。

佩格、決拾、臈當をみると、武装としての装いというより着初式としての型的なもののみならず、着用する具足類が小型故にできる順序であることがわかる。しかし一方では、鎧着用にあたっての具足は整われ、素材の指示等がされていることから、略式というよりは、格式ある武家での鎧着初の手順と判断される資料である。

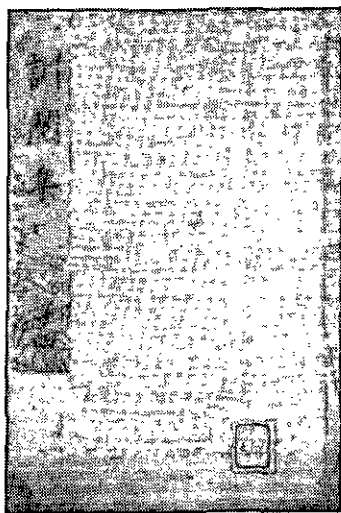
特に十七番目の梨打烏帽子は笹間氏によれば兵衛督三位のかぶるものであるが大將であれば差支えないと武家故実にあるとしており、この着用次第が格式あるものであると判断できよう。

訓閲集について

訓閲集は貞丈雜記に「訓閲集と云う書あり、醍醐天皇の御時、大江維時入唐して傳へ來りたる軍術の秘書也、其の書今ハ傳わらず、今世に訓閲集という書あり、是れハ後の人の偽作なり」と記されている。このことから次の事が判明する。この書は大江維時が書いた軍術の秘書ということ、記された時代が醍醐天皇の時であること。原書は伝わっていないということである。

ところが、国書総目録¹⁰⁴には訓閲集は国会図書館はじめ十数ヶ所の公・私の施設にその所在が記されている。このことは江戸時代まで、原書又は口伝、記述によって伝えられていたまぎれもない事実であろう。

廣文庫によると「故實叢書安齊隨筆に（軍配の傳書なり、十七卷あり、此の書ハ、大江維時より小笠原家に傳來すると云ふ、毎巻終に連盟あり、其の連盟に曰く、清和天皇後胤、自源義家公、當家代々を相傳、…）」と相傳の順が記されている。ただ安齊隨筆にも史籍集覽武藝小傳にも小笠原家代々相傳本として伝えられたと記されている。東京国立博物館資料館（以下東博とする）には清和天皇後胤目、源義家公當家代々相傳業、從三位源朝臣頼代、從三位源朝臣氏隆、從四位下藤原信綱朝臣、上泉常陸介藤原秀胤、岡本半助右エ宣就と記された訓閲集が所蔵されている。このことから安齊隨筆の記述は信頼できるものであろう。同館所蔵の訓閲集は徳川宗敬氏より寄贈された文書を徳川文庫として所蔵しているものであり、代々徳川家の文書として傳へられていたもので



東京国立博物館所蔵 訓閲集

ある。ただそれが大江維時伝来の原書であるかどうかは不明である。

東博の訓閲集は十四巻よりなり、宿屋、軍氣、日取、時取、方位等の軍配を中心に礼法や武家故実を合せ記したものである。

当別町出所の「訓閲集鑑着之次第」の項目は当館の訓閲集にはなく、第五巻兵具根源巻、六具巻、十一巻天巻に一部記されているのみである。

東京博物館所蔵の訓閲集中着初式に関係ある分について記しておく。

「少年ノ人鎧着初作法」

一、白餅一年日数三百六十畧義二月数十二机上下ノ置

一、瓶子一隻机ノ西方ニ置

一、軍神三ツ盃三肴献机ニ置テ献餅ト並テ置

一、具足カラヒツノ蓋に具足ヲ置繙ノ上ニ甲○カラミ仕付テ置也甲立ニ立ヘカラス机前ニ置ニ置東南ニ向ヘシ必西北ニ向ヘカラス摩利支天ノ方ニ向テ可着若又其日尊天方北ニアタル事アラハ不レ可レ向其日ノ伏門生門宗門開門此内イツレモ向テ吉功名高キ人ニキサスベシ大名高位ノ子ナトニハキスル人希ナルニヨツテ氏神ノ前ニテ其父キセ玉ウコト在レ之着畢テ瓶子ノ御酒肴ヲ下シ着スル人只一人イタゞク座中ヘハ三種ノ肴ヲ一ツニクミテ出シ各祝レ之甲ヲハ長名タルホトノ人其間持テ居ル也庭ニヨリテ甲ヲ着シ馬ニ乗儀式モ有不レ乗吏モ有何モ不若也」

(十一巻 發向巻より)

「木姓人庚辛日不レ可ニ進発」

「火姓人壬天日不レ可ニ進発」

土姓人甲乙日不レ可ニ進発一

金姓人丙丁日不レ可ニ進発一

水姓人戊己日不レ可ニ進発一

右百死一生成可慎レ之

(十一卷 發向卷より)

このような東博の訓閲集の内容は、資料文書の式場の造り、式次第、三献の儀については類似する部分が多くみられ、訓悦集を家傳として伝えられていると判断できる。しかし式次第や相尅の日取りは軍用記などにも同様の記述がみられ、原書から作法または秘伝として拡がり武家の間に伝えられているのではないだろうか。

服飾文化史資料としての評価

訓閲集の口伝、家伝による写しであるということは今調査で同一文書ではないので判断できない。

鎧着初式についての次第は種々の文献から知ることはできよう。しかし、伊達家、あるいはその家臣が「当家の旧記の口伝」として記されている文書は他になく、口伝文書の伝承のされ方を知る手掛としても価値ある資料と判断する。同文が訓閲集にみられないのでその評価は別にして「鎧着初之次第」については、他の文献と比較検討した結果、式場の飾り様、方位、鎧着の次第、祈禱の法、神酒肴組等においてはその記述が加持祈禱の儀式に則している事から鎧着初の次第として評価できる。特に、他の文献では祈念の唱文についての記述は見られず、その点においても評価できよう。

次に服飾資料の時代考察のための資料として見る時、資料そのものに不明の部分もあるが、鎧直垂、具足、持物の状況から判断して戦国時代以前鎌倉時代頃の文書の口伝もしくは写しの文書と判断されよう。この年代間の

長さは、このように武家故実のような儀式に着用する服飾は、部分的変化（例えば袖口の緒が露となるように）はあるが、表現名称には変わりがないのが特色のため、細かい時代を割り出す事はできない。

資料文書中の鎧具足類の発生からみると、佩楯は室町時代頃より、喉輪は南北朝時代頃より、乱髪は鎌倉時代頃よりであり、このことから室町時代より後に記されたものであらうと判断するのが現時点では妥当であらう。

訓閲集の元本が清和天皇の時代とすればその時の八六〇年頃と判断されようが、東博の訓閲集には同文の記述がないので、これも判断できないのである。

一方訓閲集に記されている最終伝者岡本半助の頃、一六〇〇年初頭期は江戸時代前期に当り、これらの具足すべてがすでに発生をみていることからこの着初式及び順序は江戸時代前期にはこの順序になり儀式化されていた順序であらう。

以上から、資料文書は、時代を知る手掛りとしてみるより、訓閲集としての戦略誌として日取り、運氣を重要視していた時代の武家の思想が伝えられた文書であり、武家故実として鎧着初の知る貴重な秘伝資料とみるのがよいであらう。

おわりに

今調査では訓閲集を通しての小笠原流の武家故実の一部触れたが調査文書中伊勢流の流れを組ものと酷似の内容がでてくる等、武家故実そのものが慣習の中から礼法化され、それが歴史の支配者を中心に流派の内容の統合、分離、再編されている様が見取れるのである。鎧着初式の様に、戦場での武運、護身、怨敵退散を願って吉祥を招く式は戦国時代においては藩の隆盛がかかっているだけに藩主、嫡子にとっては重要な儀式であったと判断され、その着装次第が式の飾り様、方位、日取り、唱文と同時限におかれていた。すなわち武運を祈念する道具であったことに興味がそがれる。

北海道には武家故実を通しての服飾に関する資料は少なく、まだ何も調査されていない現状にある。

他の関係文書についても今後調査をすすめ、礼法等の直伝、口伝による伝承のされ方、小笠原流礼法と、武家士族の着装様式、礼法と守護、吉祥の祈念との関係について解明したいと考えている。

今報告にあたって調査に御協力御指導下さいました当別町社会教育課、東京国立博物館第一研究室長加藤寛氏、静修短期大学助教授永田志津子氏に誌面をかりて御礼申し上げます。

引用文献

- (1) 東京国立博物館所蔵「訓閣集」は徳川家より寄贈された徳川文庫として収蔵したもので十四巻、別冊一冊がある。「獅子之巻」「運氣巻」「氣之巻」「兵具根源巻」「纏之巻」「虎巻」「氣巻」等戦略、戦場に関して記されている。
- (2) 伊勢貞丈の著、天保五年（一八三四）〜同十四年にかけて関係の故実をまとめた書。内容は鎧下小袖、冑、御鎧召次第の事等軍陣の作法の概要が記されている。尚記載文は広文庫より引用。
- (3) 「甲冑故実真野家伝」東京国立博物館所蔵 天保十一年（一八四〇）庚子七月十日付、真野家秘伝書として記されてた書四巻となる。
- (4) 「服飾の諸相」（江馬務著作集第三巻）の大鎧着初式や「古事類苑 兵事部」の鎧著初の頃に等に記されている。文中の後松日記では下著としたり、義貞記では「浴衣、小袖」としたり、単騎要略では「禪、襪衣」など種々の書き方がなされている。
- (5) 「義家朝臣鎧着用次第圖」より、安永九年（一七八〇）伊勢貞丈が書き、自ら描いた彩色画
- (6) 「昧源抄」 豊原統秋著 永正九年（一五二二）原本は焼失。江馬務著「服飾の諸相」より引用

(7) 江馬務著「服飾の諸相」(一九一頁)より。また、「図解日本甲冑事典」(二七七頁)にはその種類が時代をおって記してある。

(8) 漢和辞典

(9) 「図録日本の甲冑武具事典」笹間良彦著(二四七頁)——図解単騎要略にみる——の図の中で記している。「単騎要略」は天保八年(一八三七)に村井昌弘によって記された書である。

(10) 伊勢貞丈著、天保十四年(一八四三)

(11) 物集高見著「廣文庫 第二十冊」七〇頁、毛利氏家藏鎧直垂上下について文中図と共にその構成について記述。「……右毛利家藏鎧直垂上下、先年毛利刑部少輔元木下右衛門大夫俊長ヨリ迄得ラレテ摸寫アリ、木下家ニ傳ヘラレシヲ、近頃其ノ臣長澤勲助正厚君候俊懋朝臣へ奉乞テ摸寫セシヲ、今縮寫シテ寸法書ヲ添ヘテ予ニ贈レル物ナリ、享和元年辛酉四月、雲淵松江藩、望月重旨誌、」

(12) 江馬務著「服飾の諸相」(一九〇頁)

(13) (5) と同書より

(14) 笹間良彦著「図説日本武道辞典」一四四頁より

(15) 新訂増補故實叢書「歴世服飾考」より

(16) (12) と同書より

(17) 松岡行義が天保年間に記した書、甲冑武具について詳しく記してある。

ここで参考にしたのは「古事類苑兵事部」の記述を参考とした。

(18) 「国書題目録 第二卷」(岩波書店)には鎧之書、鎧着初次第の書が存在しているが、個人所有のため照会ができなかった。

參考圖書

- ・新訂增補故実叢書「歷世服飾考」明治圖書出版株式會社 一九五一
- ・江馬務著作集第三卷「服飾の諸相」中央公論社 一九七六
- ・「有職故実」河鱗実英著 塙書房 一九五六
- ・「古事類苑 兵事部二」神宮司廳藏版 古事類苑刊行會 吉川弘文館 一九三四
- ・「日本風俗史講座 第五卷」長坂金雄 雄山閣 一九七二
- ・「図説日本武道辞典」笹間良彦著 柏書房 一九八二
- ・「図説日本の甲冑武具事典」笹間良彦著 柏書房 一九八一
- ・「図解日本甲冑事典」笹間良彦著 雄山閣出版 一九八八
- ・「日本甲冑大鑑」笹間良彦著 五月書房 一九八七
- ・「日本風俗史事典(甲冑)」日本風俗史学会 弘文堂 一九七九
- ・「續群書類從 第二十五輯上 武家部」塙保己一編纂 續群書類從完成會 一九五九
- ・「貞丈雜記」伊勢貞丈 島田勇雄校注 平凡社 東洋文庫 一九八六
- ・「鎧着用次第」伊勢貞丈 一七八〇 北海道立圖書館所藏
- ・「廣文社(鎧)」物集高見 廣文庫刊行會 一九三七
- ・「訓閱集」一、十四卷 東京国立博物館所藏
- ・東京国立博物館所藏徳川文庫中「本朝甲冑故實傳記(天保十一年)」「甲冑故實 眞野家伝(天保十一年)」
- ・「著鎧次第 坤卷」「鎧着順路記秘(江戸末)」「鎧着用之図内題鎧着用之次第(江戸末)」